国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる 防災減災

震災復興 進もう！次の東北へ

令和6年8月29日
震災伝承ネットワーク協議会

”教訓が、いのちを救う”

「震災伝承施設」追加登録について

～今回2件が登録されました～

「震災伝承施設」は、申請に基づき震災伝承ネットワーク協議会※が登録を行っております。

この度、第13回震災伝承ネットワーク協議会において、2件の「震災伝承施設」の追加登録が決定され、登録総数は344件になりましたのでお知らせ致します。

新たに加わった「震災伝承施設」とともに、震災を風化させず、後世に伝え続けていく取り組みを進めてまいります。

※震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、復興庁）

◎登録施設リストと位置図は、下記URLからご覧になれます。
http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/sisetsu.html

◎登録要綱と申請用紙は、下記URLから入手できます。
http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/youkou.html

◎第13回震災伝承ネットワーク協議会の資料は、下記URLからご覧になれます。
https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/network.html

＜添付資料＞

別紙１　「震災伝承施設」追加登録一覧
別紙２　「震災伝承施設」の登録状況
別紙３　震災伝承施設の募集と分類について

【発表記者会】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、
東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

【 問合せ先 】
震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局企画部）
震災伝承推進官　石井（いしい）　宏幸（ひろゆき）（内線3119）
広域計画課長　岡本（おかもと）　守（まもる）（内線3211）
代表電話：022-225-2171

別紙1

令和6年 8月29日時点

「震災伝承施設」追加登録一覧

岩手県	施設番号	名称	所在地	備考
第2分類				
	岩手　第2-036号	祈りのモニュメント	岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前　みなと公園内	

宮城県	施設番号	名称	所在地	備考
第3分類				
	宮城　第3-031号	蒲生なかの郷愁館	宮城県仙台市宮城野区蒲生4丁目1番地の1	

【参考】分類変更登録施設（2件）

岩手県	施設番号	名称	所在地	備考
第3分類				
	岩手　第3-025号	大船渡市防災学習館	岩手県大船渡市赤崎町字山口80-38　漁村センター内	分類変更（岩手第2－031号）
第2分類				
	岩手　第2-031号	大船渡市防災学習館	岩手県大船渡市赤崎町字山口80-38　漁村センター内	欠番

宮城県	施設番号	名称	所在地	備考
第2分類				
	宮城　第2-054号	なかの伝承の丘	宮城県仙台市宮城野区蒲生5丁目30番地	分類変更（宮城第1－004号） 名称変更
第1分類				
	宮城　第1-004号	中野地区地域モニュメント	宮城県仙台市宮城野区元仙台市立中野小学校所在地（仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地内）	欠番

【参考】R6.3 登録取消施設（2件）

岩手県	施設番号	名称	所在地	備考
第1分類				
	岩手　第1-073号	未来につなぐ希望の松	岩手県下閉伊郡岩泉町小本字須賀34－1	欠番（R6.3.21）

福島県	施設番号	名称	所在地	備考
第3分類				
	福島 第3-010号	ふたばいんふぉ	福島県双葉郡富岡町小浜中央295	欠番（R6.3.31）

別紙2

「震災伝承施設」の登録状況

■登録状況

令和6年8月29日時点

	施設数（件）	分類の内訳		
		第3分類	第2分類	第1分類
青森県内	11 【±0】	1 【±0】	5 【±0】	5 【±0】
岩手県内	129 【±0】	25 【+1】	35 【±0】	69 【-1】
宮城県内	162 【+1】	31 【+1】	54 【+1】	77 【-1】
（うち仙台市）	（25）【+1】	（5）【+1】	（11）【+1】	（9）【-1】
福島県内	42 【-1】	12 【-1】	25 【±0】	5 【±0】
合計	344【±0】	69【+1】	119【+1】	156 【-2】

【 】内：令和6年2月7日時点からの差

震災伝承施設の募集と分類について

別紙3

震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により募集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。

募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

(1) 災害の教訓が理解できるもの

(2) 災害時の防災に貢献できるもの

(3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの

(4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの

(5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

①十分な容量の駐車場スペース等の有無

②展示内容の多言語化、または、ビデオ映像上映の有無

③展示物や展示内容に係る案内人、語り部活動の有無

【その他の確認内容】

・継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)

・トイレや休憩スペースの有無

・その他(上記以外の特筆すべき要件)

募集した施設の分類

第1分類　第2分類　第3分類

＜「震災伝承施設」の分類の考え方＞

分類	施設の特性		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

＜「震災伝承施設」の特性＞

施設の特性	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)のいずれかに該当
訪問しやすさ	施設等の状況の①に該当し、駐車場を有するか、公共交通機関等の利便性の高い施設であること
理解しやすさ	施設等の状況の②かつ、③に該当